

令和7年度 第4回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会 議事概要

日 時 令和7年12月25日（木）10時00分から11時20分まで

場 所 Web会議システムによるオンライン会議

出席委員 内田部会長・荒木委員・織田澤委員・中村委員（4名）

議 題 （1）府民意見等募集の結果及び意見陳述

（2）意見具申（案）について

（3）その他

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、○委員の発言、⇒部局等の応答）

◆ [部会長]

本日はまず、府民意見募集したものについての結果報告を事務局より説明願いたい。

（1）府民意見等募集の結果及び意見陳述

◆ [事務局]

第2回建設事業評価審議会都市整備部会（令和7年10月17日実施）において、再評価事業として、①都市計画道路八尾富田林線 街路事業、②主要地方道枚方富田林泉佐野線（都市計画道路梅が丘高柳線）道路改良事業、③主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路大阪岸和田南海線）道路改良事業、④服部緑地整備事業の4件において、府民意見等の募集を実施することについて、審議会にてご承認いただき、手続きに進むことを説明した。その募集結果についてご報告申し上げる。資料2をご覧いただきたい。

4件に関する府民意見および意見陳述の募集について、令和7年10月30日から11月28日まで実施した。その結果、府民意見の提出が6件、意見陳述の申し込みの提出が1件、いずれも「③主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路大阪岸和田南海線）道路改良事業」に対するご意見としてあった。

本事業を所管する道路整備課より府民意見およびその意見に対する府の見解について、説明させていただいたのち、本日お越しの陳述希望者より、意見陳述を受けさせていただきたい。

※書面で到達した6件の府民意見およびそれに対する府の見解は「資料2」の通り、読み上げ）

◆ [部会長]

それでは、続いて意見陳述をご希望される方のご意見から伺いたい。なお本部会では、この部会の場における大阪府による説明のほか、意見陳述、府民意見をお聴きするという

手順を経た上で、部会としての考え方をまとめることとしている。したがって、本日陳述される方のご意見に対して、部会として個別に見解を示すものではない点、ご了解願う。

また、陳述いただいたご意見の趣旨等を確認するため、委員から質問させていただく場合があるので、その際ご協力よろしくお願ひする。

※意見陳述内容およびそれに対する委員からの確認事項については「別紙1」の通り。

◆ [部会長]

では、続いての議題、意見具申の案の審議の方に移りたい。まず事務局から意見具申案について、説明願いたい。

(2) 意見具申（案）について

◆ [事務局]

資料3をご確認願う。まず初めに意見具申とそれ以降の流れについて説明する。

意見具申はこれまでご審議いただいた案件について、大阪府建設事業評価審議会としての意見を取りまとめた資料となる。

意見具申に関する部会の決議については、大阪府建設事業評価審議会都市整備部会運営要領第4に定める通り、審議会の決議となる。

意見具申は審議会名で作成、大阪府知事あてに報告することとなる。

意見具申は公表する。そして、この審議会での意見具申を尊重した上で事業担当課は対応方針を決定し、その後報道発表およびホームページ上にて公表する流れとなる。

引き続いて、意見具申（案）について、事務局にて案を作成したので説明する。

まず一つ目。令和7年度の審議という形で、審議の経過を記載。二つ目に審議対象の基準、三つ目に開催状況を記載しているので確認されたい。

次に審議結果として再評価の3件について対応方針としては「事業継続」として、案を作成している。

◆ [部会長]

資料3の5ページ目で振り返りたい。今回意見具申を取りまとめるものが3件あるが、1つ目、都市計画道路八尾富田林線。この案件は第1回で議論したが、世界遺産関連の事項等、若干不明点があるということで、第2回にも追加説明を受けたところ。この段階で疑問点は解消したということで、府民意見募集に移った。それから2件目の枚方富田林泉佐野線。これについては、特段問題なく第2回審議の一回で審議を終えたと認識。それから服部緑地整備事業に関しても同様で、事業の特性上、どうしても時間がかかる性質のものであるという点は理解できるというようなことであったかと思う。

以上3件、今申し上げたように、いろいろ議論があった事業もあるが、追加説明などを

もって問題は特段ないであろうとなっていたかと思う。

改めて委員の皆さんいかがか。

○荒木委員

八尾富田林線のように非常に時間がかかっているケース、事業開始から確か30年ぐらいかと思うが、このような案件について今後の事業の必要性自体が本当にあるのか私自身は少し疑わしい部分を感じる。いくら地権者がノーと言っても、収用をかけることだってありうるはずなのに、なかなか何も進まないでいるというのはどうなのか、そこまでの自信がないというか、必要性があるという自信がないからではないのかなという気がしてしまう。部会委員の間で特段問題がないとお考えになったのであれば、強く異を唱えることのものではないが、やはり時間がかかり過ぎているところについては、何か付帯意見等で述べる必要がないのかという問題提起だけでもさせていただきたい。

◆ [部会長]

ご指摘の通り、このように色々な事情から事業が進まない、似たような案件が山ほどあるというのが現実だと思う。全体的な事業の進め方の問題として、一つの事業工区の一部に着手して用地買収に入っているにもかかわらず、そこから5年、さらに5年といったように伸びていくというのは、投資した資源の効果が発揮されず、全くの無駄づかいという状況になることを意味しており、それは大問題であるという問題意識を持っている。その場合には荒木委員もおっしゃった通り、もっと早く進めるために、行政側の権限を必要な場面で使うというようなことが、考えられてしかるべき、と自身も思っている。しかしながら、この事業が特にそう言える、というような印象は持っていない。部会における議論においても、その点を問題視するようなものではなかったというふうに思う。他の案件とセットで親会の内容として議論するものではないかと思っている。荒木委員いかがか。

○荒木委員

他との関係でそれほど大したお話ではないとおっしゃるのであれば強く異を唱えるほどではないが、やはり今後の事業進捗が本当に見込まれないのであれば、それはどうなのか、という疑義は感じているところ。部会で取り上げづらいというのであればこの場でこれ以上扱うのは結構である。

○中村委員

事業期間がかかり過ぎるという点は、私も気になるところであるが、部会の本事業に対してのみの話ではないという点で認識、追加意見はない。

○織田澤委員

付帯意見は付ける必要ないと思っている。先ほどの荒木委員がご指摘し、部会長もおっしゃった通り、事業が長期化してる例は多々あって、それ自体大変な問題という認識は私も持っている。ただ特段この事業に意見を付すべきかどうかというのは、私もそこまで強く言えないというのが 1 点。また資料を確認したところ、事業の必要性という観点で、すべてクリアするかわからないが、事業全体の便益比からすると 1.23、一方で残事業は 4.0 を超え、効率性の観点からすると事業継続するのが非常に効果的という認識でいる。ただし事業が遅れれば遅れるほどこういった数字が悪くなることから、適宜進捗を図ることは必須と考えるが、付帯意見をつけるという点では必要ないと考える。

◆ [部会長]

付帯意見に関連して、次回意見具申（案）に関する議論が予定されている佐保橋梁の件も似たような話で、前回部会の際には意見が割れていたかと思う。最終の意見具申の議論は次回であるが、事業期間の途中にやむを得ない事象、大震災を踏まえたような設計の変更等いろいろあったにしても、やはりあらかじめ工事費が大きくなることがもう少し早くにある程度予測できていたはずなのに、なぜ今になって審議にかけるのか、もっと早い段階で審議するべきではなかったか、という点について、個別事業に対する意見として付けるべきなのか。それとも個別案件だけでなく全体に関わる話なので、別途何らかの形で議論すべきで、個別の事業としては、特段の問題点はないということで個別意見を付けないという意見が分かれていたかと思う。

別のある方法で何があるのかというと、議事録できちんとうやって議論をしているので、それ自体公開対象もあるし、事業を担当される府の組織の方にはちゃんと認識していただく、とそれぐらいしか手立てではないわけではあるが、こうした形でこれまで進んできている。

次回審議会の際に改めて議論すると思うが、私の立場としては、佐保橋梁については少し違うものの、八尾富田林線に関しては、特段意見をつけるようなものではないだろうという見解である。それからもう 1 点、織田澤委員がおっしゃった点で、トータルの B/C で見るとどんどん当然悪くなってくる一方で残事業の B/C というのは、こまごまと手がけていくと、ずっと数字を維持することが可能である。そういういたずるい手を使うという危険性もあるというような問題意識も持っている。それ自体もどこで一体書くべきなのか、どこで指摘すべきなのか、なかなか正解がないとは思っている。荒木委員改めていかがか。

○荒木委員

私自身、収用に疎いところがあり、どのくらいが相場であるか、公共事業の進捗の遅さの相場というのを把握できているわけではないため、今回の八尾富田林線についてはさ

ほど特別に何か意見をつけなくてはならないほどの事情ではないとおっしゃるのであれば何もつけないということは致し方ないと考える。ただお話にあったように、きちんと議事録の中で事業進捗を行っていくという、そういったところを確保していただきたいと思っている。佐保橋梁の案件については、前回参加できなかったため書面だけ出したが、これについてはまた後日意見を述べたいと思う。

◆ [部会長]

では、まとめに入る。意見具申（案）については今回示している内容をもって最終の意見具申の文書とする。

ただ、先ほど申し上げたように、現状の運用からすると、どれか一つだけ特出しで意見を書くと、他の案件が逆に免罪されてしまうというふうな副作用があるという悲しい現実があろうかと思う。そうであるため他の案件でも議事録をずっと辿っていくと、決して諸手を挙げてよしという話になっているものだけではなくて、もう少し事業の進捗についてちゃんと考るべきであろうというものであったり、遅れる原因として収用という法的手段これをやってしまうとやはり地元の地権者さんとかとの関係が非常に悪くなつて、以後の事業に影響が及ぶかもしれないから、といった、行政側の実務的な事情だったり、携わる方の感覚もあると思うが、その前段階として、きちんと住民の方、地権者の方とコミュニケーションができているか、説明すべきタイミングで説明してちゃんと対話がかみ合っているのか、という点について多々疑問があるような案件があったかと思います。

本当にしつこいようだが、個別事業だけの問題ではないということ、もっと問題は蔓延していると考える。そのことについては最終的にはもう少し何かやるべきだろうという問題意識は持っている。当面できることは、とにかくこうして発言することによって、議事録という形に何とかして残していくと、もうこの積み上げしかないなというふうに思っている。

これにて本日予定していた審議は以上とする。以後の進行については、事務局にお返しするので、本日のまとめ、次回の開催予定等の説明をお願いする。

◆ [事務局]

次回以降の予定については、資料 1-2 のとおり。次回令和 8 年 1 月下旬ごろ Web での開催を予定。第 5 回審議会においては、本日いただいた意見陳述の内容に対する府の見解のお示しと、現在府民意見等の募集期間にある 1 件の事業について、その募集結果の報告等を行う予定。

以上